

消費税軽減税率制度説明会のご案内

事業者の方を対象として、消費税の軽減税率制度に関する説明会を開催します。

消費税の軽減税率制度は、本年10月1日からの消費税率の10%への引上げと同時に実施されます。

飲食料品等の軽減対象品目の取扱いがある消費税の課税事業者の方だけでなく、例えば、会議費や交際費として飲食料品等を購入する事業者の方や、免税事業者の方も、取扱商品の適用税率の確認や区分経理など、制度の実施に向けた準備が必要となります。

開催日時

平成31年（2019年）5月15日（水） 10時～11時30分
（定員140名）

場所

千葉商工会議所14階第1ホール
（千葉市中央区中央2-5-1千葉中央ツインビル2号館）

千葉中央ツインビルの駐車場をご利用頂けますが、有料となっております。



申込方法

事前予約不要です。

その他

千葉県内の各税務署での消費税軽減税率制度の説明会の開催日程は国税庁のホームページで知ることができます。詳しくは国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）でご確認下さい。

平成31年以後の元号の表記につきましては、便宜上、平成を用いるとともに、西暦を併記しております。